

# 新型コロナウイルス感染症に 関する情報について



## 給付金

特別定額給付金について  
申請はお済みですか？

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴い、家計への支援を行います。

支給対象者▼4月27日(月)において住民基本台帳に記載されている者  
支給申請者▼住民基本台帳に記載されている世帯主  
支給額▼一人につき、10万円

### 申請方法

- ① 郵送申請 ↓対象世帯主宛てに申請書を送付しました(本人確認書類、振込先口座確認書類を返信用封筒に入れて申請してください)。  
※世帯主で届いていない人につきましては、社会福祉課へ連絡してください。
- ② オンライン申請 ↓マイナンバーカードを持っている世帯主が利用できます(電子申請のため、本人確認書類は不要)。  
※パソコンで申請する場合は、カー

### 子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します  
対象児童▼平成16年4月2日～令和2年3月31日に出生した児童  
支給対象者▼対象児童のいる家庭の児童手当受給者

ドリーダールが必要です。  
※詳しくは、ホームページをご覧ください。  
申請受付期間▼8月18日(火)《当日消印有効》まで  
詳しくは☎社会福祉課 788-4933

支給予定日▼6月10日(水)  
※変更の可能性があります。  
詳しくは☎子ども未来課 788-4945

## 特別定額給付金郵送申請の流れ

### 1 市から申請書を送付

市から世帯主へ  
申請書を郵送



5月中旬頃  
(桶川市 → 世帯主様)

### 2 申請書に記入

申請書に必要事項  
を記入し、同封の  
返信用封筒で返送



申請書到着後、随時  
(世帯主様 → 桶川市)

### 3 申請書確認後銀行口座へ振り込み

申請いただいた  
内容の確認後  
銀行口座へ振り  
込み



申請書確認後、随時  
(桶川市 → 世帯主様)

## 給付金のサギに注意!!

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号 ●通帳
- 口座番号 ●キャッシュカード
- マイナンバーカード

「怪しいな?」と思ったら遠慮なく相談してください

- ・消費者ホットライン (局番なしの3桁) ☎188
- ・新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン ☎0120-213-188
- ・桶川市消費生活センター ☎786-3211 (代表)



## 傷病手当金

新型コロナウイルスに感染した  
被保険者などへの傷病手当金に  
ついて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、桶川市国民健康保険の被保険者で次に該当する人に対し、傷病手当金を支給します。

対象▼桶川市国民健康保険の被保険者で、給与の支払いを受けている人のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われる人

適用期間▼令和2年1月1日(水・祝)～9月30日(水)(入院が継続する場合は最長1年6か月間)

支給期間▼労務に服することができなかった期間のうち、労務に服することができなかった日(4日目)から、労務に就くことを予定していた日まで

支給金額▼1日当たりの支給額(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×日数(支給対象となる日数)  
申込み▼傷病手当金支給申請書(事業主や医療機関が記入する書類があります)を記入のうえ、本人確認資料などを持参し保険年金課へ。

※感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は来庁を控えていただき、郵送での申し込みや電話で問い合わせてください。詳しくは、ホームページをご覧ください。  
※後期高齢者医療でも、埼玉県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金の支給を実施します。詳しくは、広域連合または市ホームページをご覧ください。

詳しくは☎保険年金課 788-4941

## 税金

### 地方税における猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な人は、地方税の猶予制度があります。収税課へ相談してください。

また、猶予制度の内容は、国の決定に伴い随時ホームページでご案内します。  
詳しくは☎収税課 788-4918

### 申告期限延長後に提出された市・県民税、確定申告の当初課税への影響などについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度市・県民税申告および令和元年度確定申告の期

限が、3月16日(月)から4月16日(木)に延長されました。  
これに伴い、3月17日(火)以降に市・県民税申告または確定申告を行った場合、令和2年度市・県民税の当初課税に申告内容の反映が間に合わず、年度の途中で税額を変更する場合があります。  
また、課税(非課税)証明書への申告内容の反映が遅れたり、市・県民税のデータから算出される各種保険料や手当などについても、年度の途中で変更が生じたりする場合があります。  
変更が生じた場合は、その都度通知しますので、確認してください。  
詳しくは☎税務課 788-4915

## 国民年金

### 国民年金保険料の免除(納付猶予)申請ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて、所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の免除申請ができます。  
対象▼令和2年2月以降に①および②のいずれも満たす人  
①新型コロナウイルス感染症の影響により、業務の喪失などで収入が減少したこと  
②所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれること  
申請対象期間▼令和2年2月分から6月分まで  
※7月分以降は、改めて申請が必要です。  
申請に必要なもの▼国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)、印鑑、年金手帳  
※申請書類は、日本年金機構ホームページを確認してください。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体調がすぐれない場合は来庁を控えていただき、郵送での申請や電話で問い合わせてください。  
詳しくは☎保険年金課 788-4943 または 大宮年金事務所 ☎652-3399

「新型コロナウイルスに関する情報」は

市ホームページにも掲載されています。



臨時休業に伴う  
お子さんの状況確認について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出や学校の休校が続く、親子が自宅で過ごす時間が増えていきます。市では、家庭の悩みや子育てについて電話で相談できる「こどもと家庭なんでも相談」を実施しています。外出もままならず、親子ともにストレスを抱える状況の中、子育てに悩んだら一人で抱え込まずに活用してください（相談した人からの秘密は守られます）。

また、日頃から小学校や保育所などと連携を図り、登校や登所を通じて子どもの安全確認を行っています。子どもにも異変があったときや、一定期間にわたり子どもの安全が確認できないときなど、市や児童相談所では、子どもの安全確認や健康状態、家庭での養育状況を確認しています。また、今年4月1日から「児童福祉法」の改正により、しつけを理由とした体罰も明確に禁止されています。体罰によらない子育てを社会全体で進めるためにも、育児方法がわからない、ひとりの親に負担がかかっている、子どもの育てにくさなど、支援が必要でありながらも誰かに相

談することもできず、抱え込んでしまう場合もあります。そのようなとき、周囲の見守りと気づきが、深刻化を防ぎ、子どもと親を救う手だてとなります。

相談窓口

- ・こどもと家庭なんでも相談（子ども未来課） ☎788-4946
- ※月々金曜日の午前8時30分～午後5時15分
- ・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いち・はや・く）
- ※24時間受け付けています。
- ・埼玉県中央児童相談所 ☎775-4152
- ※月々金曜日の午前8時30分～午後6時15分
- 詳しくは ☎子ども未来課 ☎788-4946



市内事業者の皆様へ（給付金支援金）

持続化給付金

国では、新型コロナウイルス感染症により特に大きな経営上の影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。対象▼新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月のうち任意のひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者  
支給額▼中小法人等 上限200万円、個人事業者等 上限100万円

申請方法▼原則として電子申請 ※詳しくは国の申請ホームページを 確認してください。  
<https://jizokuka-kyufu.jp>  
詳しくは ☎持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

埼玉県中小企業・個人事業主 支援金

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組みに対して、支援金を支給します。対象▼県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて20日以上休業しているもの

支給額▼20万円（県内の複数事業所を休業している場合は30万円）

申請方法▼原則として電子申請（郵送可） ※詳しくは県の申請ホームページを確認してください。  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

申請受付期間▼6月15日(月)まで  
詳しくは ☎埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎048-830-8291

桶川市小規模事業者等支援給付金

市は、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている市内小規模事業者に対して、給付金を支給します。

対象▼国の持続化給付金の支給対象とならなかった市内小規模事業者のうち、売上5%以上50%未満減少の事業者に対して減少の割合に応じ支給します。

支給額▼10万円（売上50%未満、20%減少）、5万円（売上20%未満、5%減少）

申請方法▼郵送による申請 ※詳細内容は市のホームページ等でお知らせします。

詳しくは ☎産業観光課 ☎788-4928

中止・延期が決定しているイベントなど



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての参加者および関係者の安全確保を優先し、中止・延期が決定しているイベントなどは、次のとおりです。

※5月11日(月)現在

第25回桶川べに花まつりイベント中止のお知らせ

詳しくは ☎産業観光課 ☎788-4929

新型コロナウイルス感染症拡大防止およびご来場者、参加者の健康・安全面を第一に考慮した結果、6月20日(土)・21日(日)に予定しておりました「第25回桶川べに花まつり」のイベントは、中止とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた皆様や、ご来場を予定されていた皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



その他、中止・延期が決定しているイベントなどは、次のとおりです。

※時期の早いものから掲載しています。

【中止】

事業名	とき	問合せ
Let'sトライ クリーンウォーキング (西側8km) ~ゴミを拾いながらウォーキング~	6月11日(木)	健康増進課 ☎786-1855
子ども大学あげお・いな・おけがわ	6月20日(土)、7月4日(土)・18日(土)、8月22日(土)、9月5日(土)	生涯学習文化財課 ☎788-4970
ホテル観賞会「ホテル翔ぶゆうべ」	6月26日(金)～28日(日)	環境課 ☎788-4925
市および地域包括支援センター主催「介護予防教室」	6月末まで	高齢介護課 ☎788-4938
第21回桶川文化フェスティバル	7月5日(日)	市民ホール ☎789-1113

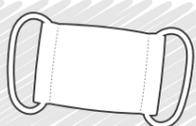
【延期】

事業名	とき	問合せ
桶川市民大学(旧 平成市民大学)	開催時期が決まり次第、広報・ホームページでお知らせします。	生涯学習文化財課 ☎788-4970

【その他】

事業名	内容	問合せ
健康長寿いきいきポイント事業	登録ぶつこの更新やポイント交換期間の延長をします。交換時期は、状況を見て、はがきなどでお知らせします。	高齢介護課 ☎788-4938

おけがわ手作りマスク 支えあいプロジェクト



大人用 子ども用 形状も自由 1枚でもOK

詳しくは ☎ 桶川市社会福祉協議会 ☎728-2221

3つの方法でマスク作りに参加しませんか。皆さんの協力で集まった手作りマスクは、地域の子どもたち、高齢者、障がい者、施設関係者、社協相談者などに無償で配布します。受付時間▶午前8時30分～午後5時15分(平日) 受付場所▶桶川市社会福祉協議会(末広2-8-8)

方法①

自宅にある材料(未使用)でマスクを作成し、社協へ届ける

方法②

社協が用意した材料で、マスクを作成し、社協へ届ける

方法③

自宅にある材料(布、ガーゼ、ゴム紐など)を社協へ寄附する

※マスクの型紙は、社協にあります。 ※集まり状況に応じて、近隣の社協と在庫共有をさせていただきます。

感染症対策の基本は

「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です

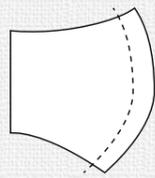
■ マスクを手作りしてみませんか？

\* 用意するもの

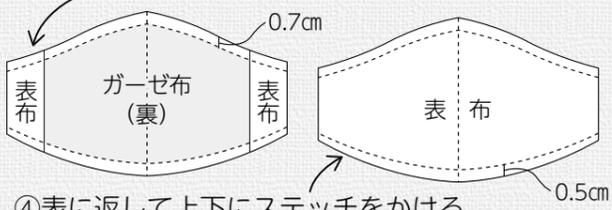
- 表布
- ガーゼ布（ガーゼハンカチ、手ぬぐいなどやわらかいもの）
- ゴム25cm×2

\* 作り方

- ①表布とガーゼ布を各2枚、それぞれ左右対称に裁つ（ガーゼ布は2.5cm短めにする）。
- ②表布を中表に合わせ、0.7cmの縫い代で、中央を縫う。ガーゼ布も同様に縫う。



③表布とガーゼ布を中表に合わせて上下を縫う。



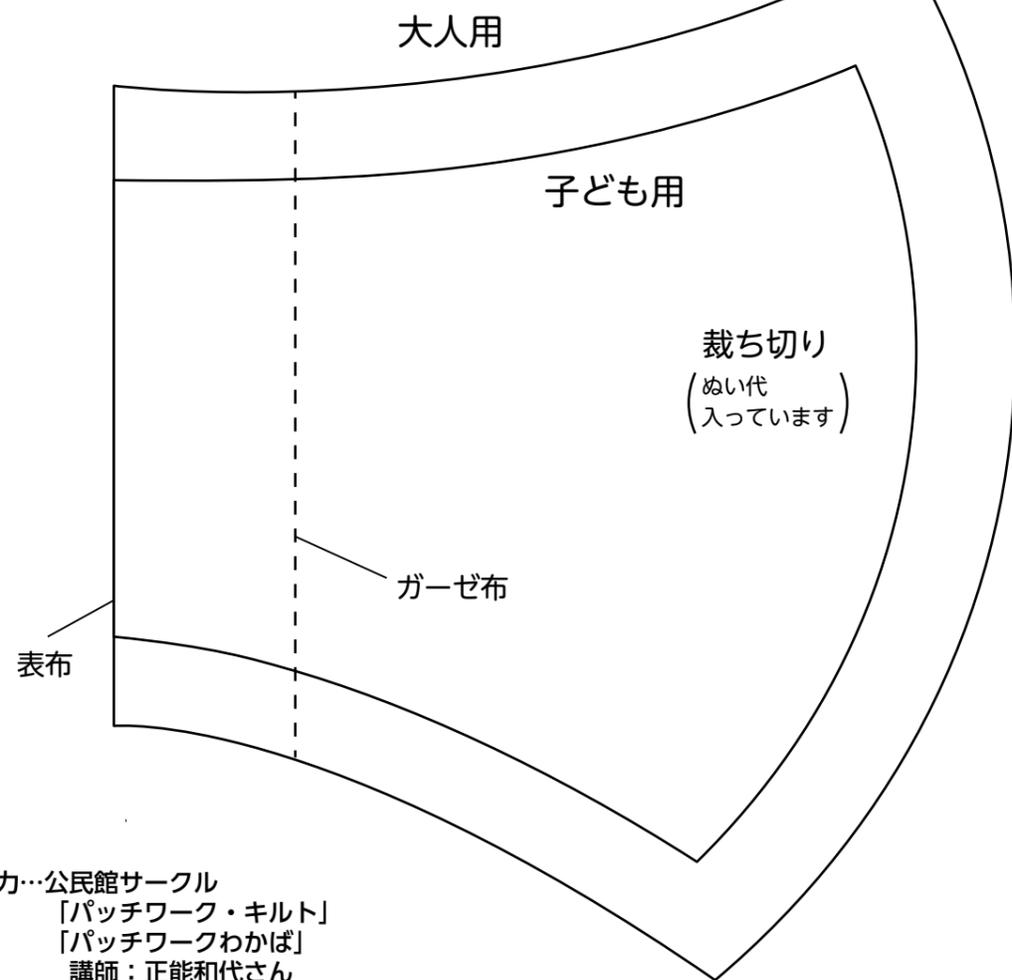
④表に返して上下にステッチをかける。

⑤両端を三つ折りにする。



⑥耳ゴムを通して縫い合わせる。

\* 型紙（厚みのある紙にコピーをしてお使いください。）



協力…公民館サークル  
「パッチワーク・キルト」  
「パッチワークわかば」  
講師：正能和代さん

新型コロナウイルス感染症予防対策！免疫力を高める生活習慣について知ろう

免疫力ってなに？

細菌やウイルスなどに抵抗し、私たちの体を守ろうとする力をいいます。私たちの中には、生活習慣の乱れやストレスなどで免疫力が低下している人が多いといわれています。免疫力が低下していると、感染症をはじめとする病気にかかりやすくなります。



生活習慣の中で「食事」について見直しませんか？

免疫細胞の半数以上が腸にあります。また、私たちの体は、「食事」からとった栄養素からつくられています。日々の「食事」で腸内環境を整え、免疫細胞の働きを促進することや感染症に負けない体をつくるのが免疫力を高める体づくりの基礎になります。

「食事」は、主食・主菜・副菜をそろえるように意識しましょう。特に不足しやすい「副菜」の野菜に含まれる食物繊維は腸内環境を整えます。また、野菜に含まれるビタミン類やポリフェノールのようなファイトケミカルにも免疫力を高める効果が期待されています。

1日野菜小鉢5皿（350g）以上を食べるように目指しましょう。

桶川市で作成している1皿野菜70g以上の「オケちゃん健康レシピ」を紹介します。

献立名：たっぷり野菜の親子うどん（調理時間 15分程度）



《ポイント》

備蓄食品の缶詰を活用したレシピです。一品で主食・主菜・副菜をとることができます。

作り方

1. たまねぎはくし型に薄切り、小松菜は長さ3cm、にんじんは短冊切り、小ねぎは小口切りにする。卵はよく混ぜ溶く。
2. 鍋にごま油を熱し、たまねぎ、にんじんを入れて炒める。軽く野菜に火が通ったら、めんつゆと水を加えて煮立てる。
3. 沸騰したら、小松菜、焼き鳥を入れる。
4. 最後に卵を流し入れ、軽くかき混ぜる。
5. 電子レンジで温めたうどんをどんぶりに入れ、4をかける。小ねぎを散らす。

—材料（2人分）—

- ゆでうどん …… 2玉
- 焼き鳥（缶詰） …… 1缶
- 卵 …… 2個
- たまねぎ …… 1/2個
- 小松菜 …… 60g
- にんじん …… 60g
- 小ねぎ …… 10g
- ごま油 …… 小さじ2
- めんつゆ（3倍濃縮） …… 大さじ4
- 水 …… 2カップ

※栄養価、その他の「オケちゃん健康レシピ」は、ホームページで紹介しています。

詳しくはこちらから⇒



# 桶川市 避難行動要支援者登録制度のお知らせ

～災害時の地域の助け合いの仕組みづくり～

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

## 同意書の提出先 (担当窓口)

- 社会福祉課 ☎788-4933
- 高齢介護課 ☎788-4940
- 子ども未来課 ☎788-4946
- 障害福祉課 ☎788-4936
- 安心安全課 ☎788-4926

## 名簿に掲載される情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号など

## 名簿の提供先

自主防災組織、自治会、民生委員、桶川市社会福祉協議会、消防団、消防署および警察署、その他避難支援の実施に携わる関係者など (避難支援等関係者)

## 名簿情報の活用方法

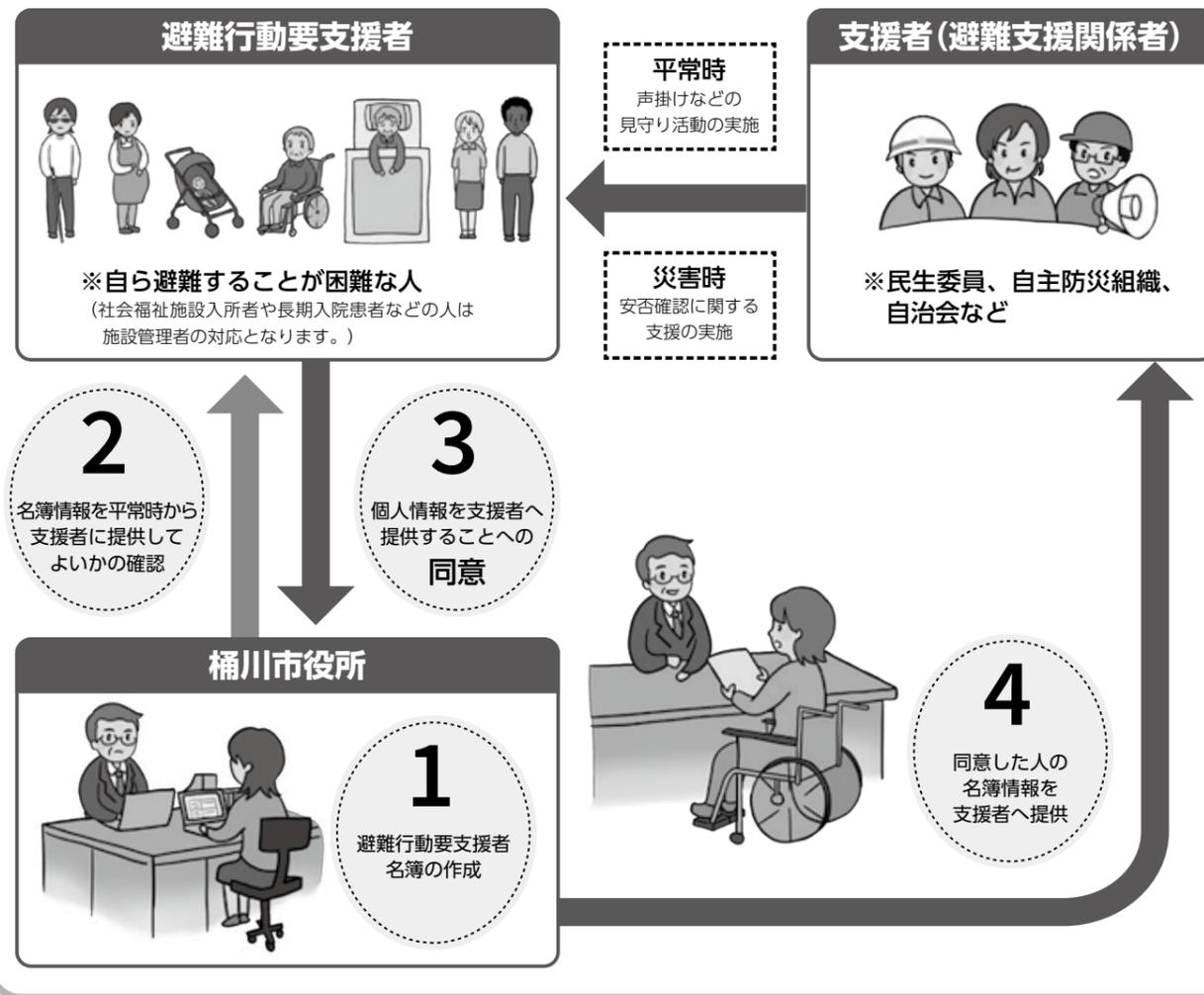
- 平常時 ▶ 見守り活動、避難方法の検討や防災訓練
- 災害時 ▶ 避難支援や安否確認に使用

## 避難行動要支援者登録制度とは

市では、災害時に自ら避難することが困難で、手助けが必要な人 (避難行動要支援者) の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しました。

名簿情報をあらかじめ避難を支援する人 (避難支援等関係者) に提供することで、より円滑な情報伝達や迅速な避難支援を行えるようになります。地域の中での助け合いの仕組みをつくるため、避難行動要支援者本人に平常時から情報提供することの同意を得て、避難支援等関係者に情報提供できるように本制度を開始しました。

## 自ら避難することが困難な人への支援イメージ



### 制度の注意事項

- 本制度は、地域での「つながり」によって助け合いの仕組みをつくるものです。避難行動要支援者および避難支援等関係者は、日頃から近所の人など地域での関係づくりへご協力をお願いします。
- 災害発生時の状況によっては、支援者も被災者になり得るため、必ず支援が受けられると保証されるものではありません。
- 個人情報は市および避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援の目的 (平常時の防災対策や災害時の避難支援) 以外には使用しません。

## 災害時に受けられる支援 (例)

### ● 避難連絡・避難誘導に関する支援



### ● 安否確認・救助活動に活用



## 平常時に受けられる支援 (例)

### ● 支援者との交流 (日常の声かけなどの見守り)



### ● 個別計画や防災訓練に活用



## 名簿への登録方法 (同意書の提出方法)

令和2年5月1日時点で避難行動要支援者名簿掲載の対象者に「避難支援情報登録書兼情報提供同意書」を送付します。同意する人は同意書を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。ご自身で記入や、提出ができない人は、代理人による記入・提出が可能です。

なお、同意書に記入された情報は、平常時に避難支援等関係者などへ提供されます。記入にあたっては、申請者が家族や避難支援を依頼する人へ確認をとり、提出してください。

## 名簿掲載の対象者

市内に居住する次の条件に該当する人 (※長期入院中または社会福祉施設に入所している人は除きます。)

- ①要介護認定3から5までの認定を受けている人
- ②身体障害者手帳1級または2級 (総合等級) の第1種を持つ人 (心臓または腎臓機能障害のみで該当する人は除きます。)
- ③AまたはAの療育手帳を持つ人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている単身世帯の人
- ⑤市の生活支援を受けている難病の人
- ⑥その他市長が支援の必要があると認める人

なお、要件に当てはまらない人でも、災害時の避難に支援が必要な人は、同意書を提出することで、名簿への掲載が可能です。希望者は9ページの「同意書の提出先」へ連絡してください。

# 特定健康診査と同時期に、次の検診を実施します。

詳しくは☎健康増進課☎786-1855

検診名	対象者	内容	自己負担額
肝炎ウイルス検診	令和3年3月31日時点で40歳以上の人 (昭和56年3月31日以前生まれ) *ただし、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがある人は対象外です。	問診 血液検査	無料
 個別大腸がん検診	令和3年3月31日時点で40歳以上の人 (昭和56年3月31日以前生まれ) *集団大腸がん検診を受ける人は対象外です。	問診 検便 (便潜血検査)	700円
 前立腺がん検診	令和3年3月31日時点で 50歳～74歳の偶数年齢の男性 50歳:S45.4.1~S46.3.31 52歳:S43.4.1~S44.3.31 54歳:S41.4.1~S42.3.31 56歳:S39.4.1~S40.3.31 58歳:S37.4.1~S38.3.31 60歳:S35.4.1~S36.3.31 62歳:S33.4.1~S34.3.31 64歳:S31.4.1~S32.3.31 66歳:S29.4.1~S30.3.31 68歳:S27.4.1~S28.3.31 70歳:S25.4.1~S26.3.31 72歳:S23.4.1~S24.3.31 74歳:S21.4.1~S22.3.31	問診 血液検査 (PSA検査)	500円
 胸部レントゲン検査	令和3年3月31日時点で65歳以上の人 (昭和31年3月31日以前生まれ) *集団肺がん検診を受ける人は対象外です。	問診 胸部レントゲン検査	無料

※がん検診にかかる料金のうち、1～2割程度を自己負担額としてお願いしています。受診医療機関の窓口でお支払いください。

※勤務先などで受診または受診機会のある人、ならびに現在治療中または治療予定の人は、ご遠慮ください。

申込みは直接、実施医療機関へ。

## 実施医療機関一覧

- |                                |                         |                               |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| ■ 朝日内科歯科医院<br>☎774-9385        | ■ 川田谷クリニック<br>☎787-2531 | ■ 田中胃腸医院<br>☎771-1037         |
| ■ いけだファミリークリニック桶川<br>☎788-1167 | ■ 蔵田医院<br>☎771-1446     | ■ 豊田医院<br>☎728-2377           |
| ■ 大谷記念病院<br>☎728-2411          | ■ 栗原クリニック<br>☎786-2168  | ■ なかた呼吸器科内科クリニック<br>☎729-2811 |
| ■ 桶川K.Nクリニック<br>☎787-7715      | ■ 小島医院<br>☎771-1212     | ■ ベニバナファミリークリニック<br>☎787-0002 |
| ■ 桶川中央クリニック<br>☎786-6628       | ■ 埼玉県中央病院<br>☎776-0022  | ■ ゆげクリニック<br>☎777-3000        |
| ■ 桶川西口クリニック<br>☎789-5777       | ■ 坂部医院<br>☎771-1055     | ■ 渡辺医院<br>☎787-2181           |
| ■ 桶川日出谷診療所<br>☎786-7715        | ■ 鈴木内科医院<br>☎787-3000   |                               |

# 令和2年度

# 特定健康診査の実施について



詳しくは☎保険年金課☎786-3211 (代表)

今年も40歳以上の人を対象に、次のとおり特定健康診査などを実施することになりました。健診は、自分の健康状態を知り、生活習慣を見直すよい機会です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の点をご確認のうえ、受診をお願いします。

### 【重要】

健（検）診期間は6月22日(月)からですが、新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」の期間中は、健診を行いません。「緊急事態宣言」が終了してから医療機関に予約してください。

※詳しくは「緊急事態宣言」終了後に、受診予定の医療機関へ問い合わせてください。

## 健康診査や各種がん検診などの受診を希望される皆さんへ

- 健康診査および健康診査と同時受診可能な各種がん検診は、毎年9月30日を終了日としていますが、受診機会の確保のため12月11日(金)まで、延長します。
- 咳や発熱など、体調不良がある時は、健（検）診の受診を控えてください。  
※症状により、健（検）診日の延期またはお断りさせていただく場合があります。  
発熱や体調不良がある場合は事前に実施医療機関に相談し、医師の指示に従って受診してください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況により健（検）診の実施期間が変更になる場合があります。変更時は広報やホームページなどでお知らせします。

	国民健康保険 または 後期高齢者医療制度に加入の人 (40歳以上：昭和56年3月31日以前生まれ)	左記以外の健康保険に加入の人
健診期間	6月22日(月)～12月11日(金) ※保険年金課から、受診券と健診案内を封書で健診開始までに郵送します。受診券が届きましたら、実施医療機関へ申し込みください。	
健診内容	問診・診察・身長・体重・血圧測定・血液検査(血糖・血中脂質・肝機能・腎機能がわかる項目)・尿検査・心電図検査 ※国民健康保険加入者は、腹囲測定(全員)、貧血・眼底検査(国の基準に該当する人のみ) ※後期高齢者医療制度加入者は、貧血検査(全員)	※健診期間や受診方法などは、加入している健康保険(健康保険証発行元)に、問い合わせてください。
自己負担額	国民健康保険加入者⇒令和3年3月31日時点で 70歳以上1,000円、40～69歳1,500円 後期高齢者医療制度加入者⇒無料	
持ち物	受診券・保険証	
※後期高齢者医療加入者は人間ドックまたは、健康診査のいずれかを年度内に1回に限り受診できます。		

# 「男女かがかがやくまち」を目指して

詳しくは☎人権・男女共同参画課☎788-4907

## 6月23日～29日は「男女共同参画週間」です

平成11年6月23日に施行された「男女共同参画社会基本法」の理解を深めるため、毎年6月23日～29日の1週間を『男女共同参画週間』としています。

男性も女性も性別に関わらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、私たち一人ひとりの取り組みが必要です。この機会に、身近なことから男女共同参画について考えてみませんか？

### \*男女共同参画情報紙「かがやき」の編集委員を募集

男女共同参画社会への理解や関心を深めるため、一緒に企画や執筆に協力いただく編集委員を募集します。

**対象**▶市内在住（20歳以上）で、令和2年7月～12月の間に月1～2回程度の会議（原則、平日昼間開催）に参加できる人

**募集人数**▶5人 **募集期間**▶6月30日(火)まで

**申込み**▶応募用紙に必要事項を記入し、直接または郵送で、人権・男女共同参画課へ。

応募用紙、過去の「かがやき」の記事はこちら



### \*男女不平等苦情処理委員をご存知ですか？

男女共同参画の推進に関する市の施策などの苦情やセクシュアル・ハラスメントなどから人権を侵害された事案について、男女不平等苦情処理委員に申し出をすることができます。



詳細はこちら

### \*ご利用ください！女性相談（予約制）

自分の生き方、家族、パートナー、離婚やDVなど、女性の抱える様々な悩みごとに専門の女性相談員が応じます。ひとりで悩まないで、気軽にご相談ください。

**とき**▶毎月第2・4月曜日 10:00～16:00

※第2・4月曜日が祝日の場合、第1・3月曜日に変更あり。

※6/22(月)と10/26(月)は、夜間相談（16:00～20:00）になります。

## 多様な性[LGBT]について考えてみませんか？ ～誰もが「自分らしく」生きられる社会へ～

「LGBT」とは、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人たちの総称です。人口の8.9%\*が、LGBTであるとする調査結果があります。性の在り方は一人ひとり異なります。多様な性の在り方を尊重することが大切です。

\*出典：電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2018」

- L**esbian レズビアン
- G**ay ゲイ
- B**isexual バイセクシュアル
- T**ransgender トランスジェンダー

- 女性を好きになる女性
- 男性を好きになる男性
- 男性も女性も好きになる人
- からだの性とこころの性に違和感がある人